

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白鷹町長 佐藤 誠 七

市町村名 (市町村コード)	白鷹町 (06402)
地域名 (地域内農業集落名)	鮎貝地区 (新田、柏原、箕和田、赤坂、新町、神明町、桐町、内町、大町東、大町西、八幡、駅前、桜館、谷町、西口、森合)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化による担い手不足が懸念されるとともに土地が散見されているため効率的な土地利用をめざし、基盤整備により担い手への集積・集約化を積極的に進めていく必要がある。耕作不利地については荒廃する恐れがあり、ゾーニングにより高収益作物や粗放的作物の選択を行いながら農地をフル活用していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地については、主として中心経営体へ集積し、水稻を基本にしつつ収益性のある転換作物により耕作を持続させる。生産条件の不利な農地については、粗放的な作物の検討を含め中山間地域等直接支払制度を活用しながら農業生産を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	313 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	313 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に位置づけた中心経営体へ集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
経営転換をする農家や農業を離れる農家については、担い手の効率利用が可能なように農地中間管理機構に貸し付け、担い手農家の農地集積と分散錯圃の解消が円滑に進められるよう、土地利用の効率化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
中堰地域においては用排水路整備を主とした小規模なほ場整備を行い、鮎貝駅裏は東横田尻と一緒にほ場整備を進め効率化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず多様な経営体や新規就農者を含む担い手を募り、市町村及びJAと連携しながら育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①狩猟に係る後継者の育成や免許取得に係る環境整備、経験者による新規免許取得者への講習等実施、また、捕獲だけでなく追い払いや予防面の対策を強化し関係機関と連携し、個体数調整を行っていく。
- ⑤枝豆、啓翁桜、果樹などの高収益作物を中心に生産を行う。